

大鏡

一

時昭長良良冬卷	平宣良良房嗣二	大臣公中相房大嗣	臣基納大臣臣臣	臣經言臣臣臣	臣家	後	一	圓	村	醍	光	清
院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院

利 5
E99
1



利
門 203
號
卷 /

東方
學
校

利
203
1

布部... 代... 其... 無... 九... 三... 年... 九... 月... 廿... 日... 於... 此... 處... 開... 講... 義... 之... 會... 凡... 我... 校... 之... 諸... 君... 幸... 勿... 失... 此... 良... 機... 也... 此... 會... 之... 旨... 在... 於... 研... 究... 佛... 教... 之... 源... 流... 及... 其... 對... 於... 世... 間... 之... 實... 際... 功... 用... 也... 望... 諸... 君... 踴... 躍... 參... 預... 為... 幸... 也... 此... 佈... 大... 鏡... 序... 一

大鏡

序一

Handwritten text in cursive Japanese style (sōsho) on the right page. The text is arranged in approximately 12 vertical columns, reading from right to left. The characters are fluid and connected, typical of the cursive style used in historical documents or poetry.

Handwritten text in cursive Japanese style (sōsho) on the left page. The text is arranged in approximately 12 vertical columns, reading from right to left. The characters are fluid and connected, typical of the cursive style used in historical documents or poetry.

Handwritten text in a cursive script, likely a letter or a page from a manuscript. The text is written in a fluid, connected style across approximately 12 lines.

Handwritten text in a cursive script, continuing from the previous page. The text is written in a fluid, connected style across approximately 12 lines.

Handwritten text in a cursive style, likely a preface or introduction. The text is written vertically from right to left across the page.

Handwritten text in a cursive style, continuing the preface or introduction. The text is written vertically from right to left across the page.

明治二十三年十月

飯田武郷

大鏡
 卷之一
 序一
 大鏡
 卷之一
 序一

大鏡
 卷之一
 序一
 大鏡
 卷之一
 序一

いしきごころをいひの人もいふはまほしき人なり
あまをさるるにいとまき侍りていふはたがえ侍りて
まごころをいひていとまき侍りていふはまほしき人なり
ちり侍りていふはまほしき人なり
いとまき侍りていふはまほしき人なり
まごころをいひていとまき侍りていふはまほしき人なり
まごころをいひていとまき侍りていふはまほしき人なり
まごころをいひていとまき侍りていふはまほしき人なり
まごころをいひていとまき侍りていふはまほしき人なり
まごころをいひていとまき侍りていふはまほしき人なり
まごころをいひていとまき侍りていふはまほしき人なり

らににありし時をいふに二十六年の事なり
らににありし時をいふに二十六年の事なり
らににありし時をいふに二十六年の事なり
らににありし時をいふに二十六年の事なり
らににありし時をいふに二十六年の事なり
らににありし時をいふに二十六年の事なり
らににありし時をいふに二十六年の事なり
らににありし時をいふに二十六年の事なり
らににありし時をいふに二十六年の事なり
らににありし時をいふに二十六年の事なり
らににありし時をいふに二十六年の事なり

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
一百

Handwritten text in a cursive script, likely a form of Arabic or Persian calligraphy, filling the right page of the manuscript.

Handwritten text in a cursive script, likely a form of Arabic or Persian calligraphy, filling the left page of the manuscript.

神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代

神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代
 神武天皇をば 當帝まで十八代

今、我が國の文藝界に於ては、
文藝の進歩と共に、
文藝の水準も亦、
漸次高まり、
此れは、
文藝の進歩と共に、
文藝の水準も亦、
漸次高まり、
此れは、

我が國の文藝界に於ては、
文藝の進歩と共に、
文藝の水準も亦、
漸次高まり、
此れは、
文藝の進歩と共に、
文藝の水準も亦、
漸次高まり、
此れは、

六十三 冷泉院

六十四 圓融院

六十五 花山院

六十六 一條院

六十七 三條院

六十八 後一條院

五十九 崇徳天皇

六十 文徳天皇

六十一 日輪

六十二 七條院

一 五十五代

文徳天皇と申ける所門に仁明天皇の御第一の皇子
ありしはいみ名ハ道康^{ミチカミ}母ハ太皇太后宮藤原順子と
申きそ其後左大臣贈西二位太政大臣冬^{フユ}嗣のおや
どめおむしえちりよりのみかど天長四年丁未八月
にうまひ給ひて成心あはれしくつたよしく人を志し
めせり承和九年壬戌二月廿六日一^ツ成之娘おれど
き八月四日東宮に立せ給ふ此年十六

別仁明天皇おやをばる^{恒貞}東宮をさうて六のこを
を承和九年八月四日東宮にさう^一たせ給ふ

ちりいこのちりいづちぼりんさうさうちりいづち
 き、

嘉祥二年庚午二月廿日に位ふつ、せりふ、庚午廿四、
 して世をたもつせりふ、九年、

[別] 天安二戊寅乃こ、八月二十七日うせしせたまふ、
 庚戌廿二、みきき、田村といふさうらにあり、

母后に、十九にさごこのみききををせ、
 里路ふ、嘉祥二年庚午のや、四月に后に立せ
 終ふ、庚午四十二、齊衡之年甲戌の年皇太后宮に
 あがり、丙路ふ、貞観三年辛巳二月廿九日、

同く六年丙申正月七日大皇太后宮ふあがり、丙路ふ、
 を五條の后と、伊勢物語、業平の中将のよひ、
 らやたうもつをねとん、二條の后にかよひ、
 庚事ちりい、二條の后にかよひ、
 きんふあひ、五條の后の清家とはるる、
 やむののながも、五條の后の清家とはるる、
 庚申に、宮にや、ちりい、
 ねは、

一 五十六代

つぎ、みきき、清和天皇と、名惟仁、文徳

天皇の第四の皇子となり、母皇太后宮明子アキラケイコとヤキ、
太政大臣良房ヨシフサのおやぶに成むしめたり。比々かざらふ嘉
祥三年庚午二月廿五日に、母のついでに成むおぼろおぼろき
おとぎの小一條の家にて父又かぎの位下つてせ給ひて五日
といふ日うまれ給へり。けんこういのにをりさへ花やうり
めでさかりけんとおぶえ侍まきげにかざら成心いつくしく、流
かきつめでたうおぼろまける惟喬の皇子の東宮あ
らそし給へり。らんも、うれ成事とさうおぼろれ
やどて生まきあまへるわりの十一月廿五日東宮にを
せ給ひて、天安二年戊寅八月廿七日成り九つとく

位下つてせ給ふ、貞観六年正月朔日成之、後、成り十五と
り、世をたまたせ給ふり十八年おちりき十八年十一月
廿九日深碓の院にておちり成せ給ふ、元亨二年己亥五
月八日出家成り、二十、水の尾のみつとと中へ、成
成まぞう、今成り源氏の武者乃族を、そのれおち
やけの成りつめ成りうういなるめ成り、母成之にてけいみ
かきまきと成り給へり、貞観六年正月七日皇太后宮カク
あがり為給ふ、後の位下つて、十一年おぼろまは、そのめ成
の后成り、成り、成り時の護持僧と智證大師と成り、
まは、成り、成り佛乃と成り僧と成りおぼろらん、成り、成り

在物のけのこはうけるる、れどえちめまうづりらん
らさるれきけくろにそなはるまゝらるにや、さうら
え侍まき、

一 五十七代

つぎに、かど陽成天皇と申した、いゝ名貞明、清和天
皇の第一の皇子なり、母を皇太后宮高子と申た、
贈正一位太政大臣長良のおや、の在むひめありば、
うが貞親十年戊子十二月十六日、深草の院にて生れ
給へり、同十二年己丑二月一日、在と二にて、東宮にた
らせ給ひて、おれど十八年丙申十一月廿九日に、位につさせ

給ふ、おや、九、えき、六年壬寅正月一日、在後、おや、
十、ふせ、成、志、せ給ふ、八年、位あり、はせ給ひて、二條院
に、おなは、まゝ、らの、の、せ給ひて、六十五年、あまを、ハ
十一にて、天曆二年九月廿九日に、うら、れ、き、せ給ふ、おは、は、は、
の、預、又、釋迦如来の二年、は、の、の、の、の、は、は、は、は、
る、る、り、智、惠、ふ、の、思、ひ、う、く、ん、な、だ、い、の、興、あ、は、は、
佛の、在、と、よ、り、は、お、高、い、ふ、向、の、後、の、せ
め、さ、ち、ん、ち、ま、る、と、さ、い、ろ、く、ん、お、ゆ、め、り、見、え、ら、れ、お、母、后、
清和の、み、の、ご、より、を、九年の、お、焼、ち、り、せ、ち、と、し、し、
し、こ、に、陽成院を、お、生、ま、り、給、へ、る、お、り、え、き、又、元年

正月に后に立せ給ひて申宮と申は、
六年正月七日皇太后宮にあり給ふ
の后宮のちやつと入るそめりん
まいませむもつておはす
てあてかくしめてまつたりける
もろき経の大后國經の大納言
くくほやのりもつと入る
たりんくもつと入る
よと給ひたるもつと入る
らやもつと入る

あつと入る
くまは
漆のまにまなりか
ふやとつと入る
事をしる
こ
のころ古今伊勢物語
びる見もつと入る
中らひのり
まおと給ひたる

ふたもつーちまのくーけーきある事とまのーま
こもあけけるもほそそらちちふけーたこた
ちりて、いそちちーだめり、二條の後とちるあるは
るちり、

一 五十八代

つたれかど、光孝天皇とちた、あいゝ名時トキ康仁明天
皇の弟これ皇子ちり、母贈皇太后宮澤ツカ子とち
き、贈太政大臣総フツグ継のちや、のあむらめちり、はみ
ど、淳和天皇の在時天長七年庚戌未又冬の家にて
せれ給ふ、あちちの涼子スズノみとの、承和三年丙辰正月

七日四品一給ふ、あちー七、嘉祥之系庚午正月廿
卿ふちり給ふ、あちー廿一、仁壽元年辛未十一月廿一日
二品よ給ふ、あちー廿二、貞觀六年甲申正月
十六日上野、大守ちち給ふ、あちー三十二、同八年丙戌
正月十三日大宰権帥にうけりちり、せたまふ、あち三
十七、同十二年庚寅二月七日二品一のち、せたまふ、
あち四十、同十八年丙申二月廿六日式部卿ちちり
せたまふ、あち四十六、延喜六年壬寅正月七日一品一
のち、せたまふ、あち五十二、同八年甲辰正月十三日大
宰の卿ちち給ふ、二月四日位ち、けきたまふ、あち

みすむ、世をききしむるまふ事四年、小松のみつひが
はらば、時よりみちつぼのうへり、はつがわの邊戸を
あはれむるを、ちかむるへ、はまの、まよや、

〔別〕仁和三年八月廿六日、うせはせ給ふ、康平五年八、

一 孝九代

つぎのころ、かご亭子^{テイジ}はみつひが、申は、小松天皇の第三の皇
子なり、は、いこむ定省^{サダ}、は、母皇太后宮斑子女王と申
き、二品式部卿、贈一品太政大臣、中野親王の、は、女なり、
このみつひが、貞觀九年丙戌五月五日、生まはせ給ふ、
えき、八年甲辰四月十三日、源氏なり、はらば、康平十八、

〔別〕王侍從、ちかむるまふ事、うせは、うせは、うせは、うせは、
時殿と、は、侍子、は、まへて、業平の中將と、は、まひら
せ給ふ、は、はらば、はらば、はらば、はらば、はらば、
う欄を、はらば、はらば、はらば、はらば、はらば、

仁和三年丁未八月廿六日、東宮に、うせは、給ひて、わが、うせ
は、日、うせは、給ひて、うせは、給ひて、うせは、給ひて、
奉十年、實平元年己酉十一月廿二日、うせは、給ひて、うせ
は、臨時の祭、はらば、まふ、うせは、給ひて、うせは、給ひて、
右邊中將、時平なり、昌泰元年戊午四月十日、はらば、うせ
は、まふ、うせは、給ひて、うせは、給ひて、うせは、給ひて、

いみづくよき路くるぬ。いかにまことにあはれに思ひて
せたまへるはすまひのちかきことしむるのちをたは
しまた位についでせ給ひて二年とらひあはれはがれ
己寛平九年七月五日ありきせ給ひ昌泰二年つ
ちのちついで十月十四日出家せ給ひあまふ清名
金剛覺と申した兼平元年七月十九日とせ給ひ
路いぬはと一十六、
肥前の様橘の良利とて入道して
修行の成ともたしむるのちついでついでついで
され熊野にても目根とらひあはれに思ひて

見ええははるるやもよもぞか一人のちかきことしむるのち
やりにあはれに思ひてついでついでついでついでついで
ついで源氏になつてせ給ひついでついでついでついで
そちけき陽成院の時殿上人にて外社の行幸にたま
ひんちかきせ給ひついでついでついでついでついで
をらほりて行幸ありたるに當帝ハ家人とてあはれ
やあつてついでついでついでついでついでついでついで
人もついでついでついでついでついでついでついで

一六十年代

はぎのちかき醍醐天皇と申したはこれ教仁にこれ亭子太

上法皇の第一の皇子にむはし、まはるは母后皇太后流子
 中つらき、内大臣藤原高藤のむすむすは女をり、これみよ
 仁和元年乙巳正月十八日に生れ、あまみ、寛平五年癸
 丑四月二日に東宮、たつとを降ふ、あまみ、九歳同七年乙
 卯正月十九日十一歳にして、あまみ、同九年丁巳
 七月二日位、つはつとを降ふ、あまみ、十二歳、つはつとを
 ひよる、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、
 いでむはし、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、
 ちまはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、
 貞時、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、

ちしを後、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、伊衛の中將の和

歌は、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、

玉葉

日、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、
 あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、
 たぢけ、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、

集、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、
 集、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、
 おは、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、

[別] 延長八年九月廿五日、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、
 せ、あまみ、つはつとを降ふ、あまみ、つはつとを降ふ、

時がりの

一 六十一代

つだのこのかど朱雀院天皇と申たは、いづれ寛明ヒロノキミの醍醐のこのかど第十一の皇子となり、母は皇太后宮穗子ホトツギなり、き太政大臣基經ホトツギのこのかど第四の女となり、これこのかど延長元年癸未七月廿四日生まらせたまふ、同二年乙酉十月廿日東宮にたつせ給ふ、是より一歳同八年庚寅九月二十日位なり、ついで給ふ、是より八歳、承平七年正月四日、是の後、是より十歳、世をまゐりて、給ふより十六年あり、

〔別〕天喜九年四月十二日におりさせ給ふ、是より廿四、天曆六年壬子二月十四日、是ゴトにありて、入道させ給ひて、同八月十二日、うせさせ給ふ、是より一歳、是より一歳、鳥部トトリベにあり、

八幡の臨時の祭をば、是時よりあるが、かゝるは、みづのせしめさせ給ひて、是より一歳、まゐりて、夜ひのたまひて、是より一歳、帳のうらたてて、いまでおほひ、あてたまひて、給ひて、北野におぢちやらせ給ひて、このかど、一歳、かゝるは、いづれ、うまれおほひ、まらび、は、藤氏フジノのえい、いづれ、かゝるは、おほひ、まらび、は、いづれ、いづれ、かゝるは、

つりしそか、位つつのせ給ひて、将門がみづれいであ
て成朝もてさうぢうえは、（一）これ臨時乃祭をう
のあはま遊の歌貫之のぬ、乃さうしり

ねたひまゝもさむいを清水ゆくはまほくつのおつり

一 六十二代

つたのみを村上天皇とや成成いゝ名成明（一）れ醍醐のこ
のちの第十四の皇子となり、成母を朱雀院の成たれ、（一）
うおりにまはげみ、延長四年丙戌六月二日桂芳坊
にまはれ、（一）せ給ふ天喜二年庚子二月十一日成之後成
と一、同七年甲辰四月二十二日にあまをにまはせたまふ

成と一十九同九年丙午四月十一日位つつのせ給ふ成と
一、二十一世をちつせ給ふ事二十一年

別康保四年五月二十三日うせ給ふ成と一、（一）廿二

と一、成村止にあり、

成母后延喜二年癸亥（一）前坊（一）をきまゝとま、（一）せ給ふ成と一

十九同廿年庚辰女清の宣旨（一）くづり給ふ成と一、（一）二十六同

廿三年癸未朱雀院をいさせ給ふ、（一）同四月廿五日後の宣旨

かふゆ、（一）せ給ふ成と一、（一）廿九、（一）ち、（一）四十二にて村止にせれ

させ給ひ、（一）后にませたまふ日、（一）前坊の成事をさ

のうらに申、（一）がりてやいづる人もまのりける、（一）かの

清和天皇の御子に大輔の君ありしは女房の御孫なり
しに

あきつゆの御孫に大輔の君ありしは女房の御孫なり
しに

五月の御孫に大輔の君ありしは女房の御孫なり
しに

あきつゆの御孫に大輔の君ありしは女房の御孫なり
しに

一六十三代

はらきつゆの御孫に大輔の君ありしは女房の御孫なり
しに

くわまふ應和三年癸亥二月廿八日有え彼法や〜十四康保
四年丁卯五月廿五日位下はつせ給ふ也〜十八安
和二年八月十日位下はつせ給ふ也〜二十二貞世を
きり〜めは〜二年、寛弘八年辛亥十月二十四日法
〜六十二にせしせしは〜ま〜たるを、二条院位
下つせ給ふ〜あ〜大嘗會と〜そのひら〜をぞ
きりあ〜とせり〜か〜る。

一六十四代

つねのこのど、^{エンイイサ}圖融院天皇と申され、^{モリヒラ}孔守平は
村上秋之がどの第五の皇子とす、法母は泉院の御女

〜腹にはは〜ま〜る〜か〜天徳二年己未二月
二月廿五日有え彼法や〜十四康保
〜い〜ま〜に〜い〜も〜も〜は〜ま〜
〜は〜人のきり〜た〜事〜を〜も
長〜ゆ〜侍りも〜安和二年己巳八月十三日に
〜位につせ給ふ〜は〜〜十一と〜して天禄二
年壬申五月三日有え彼法や〜十四世をたも〜給
ふ〜十五年。

〔別名〕獨ありて有出家法名金剛法とすき、正暦二
年二月十二日有え彼法や〜十四

母后の位より二十にて次泉院を生まるりてうらつ
はまのいひかたをさしこ給入りいひわちむごりしきはすぐ
せちり母のいひまほらハ出守後五位下藤原
経邦といひ人なりまけきハ奏せしむ給ひてこそ
を贈之位に給ひていひまほらあはれまごびせ給ひ
まいよめいびくはらまはらまはらまはらハこつ
はらまはらハ女十のまらみまらみ給ふたごのくれさせ給ひ
まはらまはらまはらまはらまはらまはらハ村
上の日記にあらんがたも人もおはまはらまはらまはら
つこけいあまはらまはらまはらまはらまはらまはら

まはらまはらまはらまはらまはらまはらまはらまはら
は女宮よりハ大齋院よ

一六十五代

次のみのがた山院天皇と申きあはらまはらまはらまはら
の第一乃皇子ちりハ母后贈皇后懐子と申ハ太政大臣
伴弉のおとまはら女ちりまはらみまはらあ和元年戊辰十月
廿六日母のいひまほらハほらの一糸の家にて生まれ給ひ
とあらる世尊寺のまはらまはらまはらまはらまはらまはら
の大嘗會に禮あり同二年己巳八月十二日東宮より立
せらまはらまはら二年天乙五年壬午二月十九日庚乙被せ

せ給ふ所なり 十五、永観二年甲申八月廿八日位下つこの
 せ給ふ所なり 十七、寛和二年丙戌六月廿二日の夜あつて
 まゝくちあつてひゝひもあつてまぢせもあつて
 こゝろのりゝた山寺におぼゝまゝて成出家入道せさせ
 給へり 一、二十一年、十九、世をとももたせ給ふ事 二十一年、
 そとせもち二十年におぼゝまゝきあはまきたるころにお
 はゝまゝくちの夜と暮つたがけりへる所つがわの小戸より
 いでちせ給ひたるなり 一、明の月せんとしうあつてま
 くれが影流にころありけまいひすかゝることあつてせ
 らまゝくちをさりとてころまゝせ給ふもあつてまぢせ

神璽寶劔 一、う給ひぬるいと粟田道兼のけちわがり 一、中給ひ
 たるいまゝのむのぞ出させおぼゝまぢまけるさたふまづら
 らころて東宮御所のこに後一あり給ひてくれがのり
 一、うせ給ひんころあつたまぢくおぼゝまぢのちまぢ給ひ
 たるころあつたやんまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢ
 月影のかりむゝあつたまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢ
 わづの出家を成就はるまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢ
 させ給ふに、弘徽後の女流氏子の流あつた日、はら破りのまぢ
 てあつたまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢ
 一、ころころにうせ給ひたるまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢまぢ

いよいよおはなすも——むらさきうたふらふらかき
おなげつりしはなすも——しほふりてあはれんをうたふ
き——路いふらふちてお清門よりちぢきもにぬき——
——まゐる世路のうら——清明が家めまをわらし世路
むら——げののうらむらむらむらむらむらむら——くちん
せうつれるむらむらむらむらむらむらむらむら天変あり
つるむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむら
ん車にまゐるむらむらむらむらむらむらむらむらむら
くんとちりむらむらむらむらむらむらむらむらむらむら式ニキ
神一人内裏入まらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむら

——おはてしなくしらむらむらむらむらむらむらむらむら
よりのむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむら
はらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむら
——ま——てはむらむらむらむらむらむらむらむらむらむら
るむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむら
——むらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむら
ひむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむら
くむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむら
ろてむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむら
おそろ——むらむらむらむらむらむらむらむらむらむらむら

あやふちりきざるべくおやちりきんとなたにのりか
がーやいふひこどき源氏の武者もちをさうし法に
くりりそへらきたりけき京にふごをのりてつこ
のわらうよりぞうちいでまわりのら、寺ちぞふてま
もーちりて人なまやるーなるこそ一尺はりのこの
たごもきぬきつけてうまもり中なるこころ

〔別〕寛弘五年二月八日うせられせ給ふ也一四十一
はぎれいとのど一条院を皇ご中き成いとも懐仁ヤスヒトとま
圓融院のみのがれ第一の皇子ちり、唐母皇太后宮詮

六十六代

子とちりたぐれ太政大臣兼家のちり、
此みのど天元三年庚辰六月一日兼家のちり、
の家子てしきしらせもまの、永觀二年甲申八月廿七日東
宮うせ給ふ也一五、寛和二年丙戌六月廿二日位
うつこのせもまの、唐や一七、永祿二年庚寅正月五日
唐え被_{詮子}唐や一十一、成化ももせ給ふる、廿五年唐母を
十九にて、のどかごをまをなう給ふ東三條の女院とこ
まを中へ、おは唐母を、持津守藤原中らのむらあり、
〔別〕寛弘八年六月十三日ちりらせもまの、同月の二十
二日うせられせもまの、唐と一三十二

六十七代

つぎのみつがへに條院の天皇と申さしむる居[#]貞^{サダ}清母
贈皇后宮超子と申き、太政大臣兼家の頼朝の第一妃也
女あり、こはみづのち身ええ年丙子正月乙未に生まはらせ
終ふ寛和二年丙戌七月十六日東宮に立せ終ふは日
成之後あり、成り十一寛弘八年辛亥六月十三日位にほ
らせ終ふは、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
なせ終ひては、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、

まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、
まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、まこと十六日、

ひらわろうあつまろはつらあつらせ給ふたびご
らうらばらわんたあまのいづるまうせ給ふ三条院
の直養もせらわらあつらせ給ふけるま
道長^{道長}あつらわらあつらせ給ふけるま
きあつらあつらわらあつらせ給ふけるま
もてあつらせ給ふよと興^{ケウ}やあつら給ふけるま
さあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら

あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら
あつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつらあつら

られり。

六十八代

つぎにその^{後一條}當帝^{タウダイ}はいとる敦成^{アツナリ}られ一條院の第二乃

皇子なり清母いませ入道殿下の第一の女なり、皇

太后宮彰子と申はたご今たきそのおぼつちをくた

ほしめし人のばごらんごれとまげすべらたのしづ

を中さまよりいあごへさへらぬちり、寛弘五年戊申

九月十一日土直門破りて生きたせしたあ、同八年辛

亥六月十二日東宮より立せ給ひき、是より四年長和

五年丙辰正月廿九日位下りつせ給ひき、是より九年

寛仁二年戊午正月二日はえ後、是より十一位下りつせ

給ひて十年にやたらせたまふらん、是より一、美事

二年きよこの^{ミカド}且のやとちゅうやめまおれ、帝王と

かせと、いへしるるおほくたのもくおはし、まは

はねちにてたご今の入道^{道長}殿下出家せさせ給ひき、

一切衆生を二子せごくはごらみおぼしめし、第一の法

をさしたるご今の関白^{賴通}を太皇一天下をまつりごら

ておはし、まはつぎの法をさちとやる、内大臣^{教通}を近大将として

おはし、まはつぎの法をさちとやる、大納言^{賴宗}東宮大夫

能信^{能信}申宮權大夫申納言^{長家}などさまむにておはし、まはつちや

大鏡 卷之一

廿二

うおはしーまはしーはるしるこおはくおはまひ著
もしましみのおかーいさせは下のあまのし
てかゝあけ奉る時をかゝあはれふもれちりうはれ
どたぶ天下をわづはるしるこおはくしるこおは
ませをいさたはもくめでしるちりまもい
一条院のはたやうはきりおはせしるちりま
くを次第のまゝしる一の皇子をまもし東宮をいけ
まぶらうしるこおはくしるこおはくしるこおは
びざれどこの宮をまもしるこおはくしるこおは
れくをまもしの當おのはるよだにしるこおはくしるこおは

帝王ミカドのは次第ハヤらでとありぬくれど入道殿下の
は榮光をたらしよりてひらけ給ふぞおはまもい
づかかまもちちのはあしはももまもいしるこおは
根をたふしてはるるこおはくしるこおはくしるこおは
しるこおはくしるこおはくしるこおはくしるこおは
はるこおはくしるこおはくしるこおはくしるこおは
おちりいしがたいぬ丸をまもいしるこおはくしるこおは
ふたしやぶらひすしるこおはくしるこおはくしるこおは
まをいけあましるこおはくしるこおはくしるこおは
やうにむらひあるに朝日のうらつかうしるこおはくしるこおは

は又聖教の中にもこのいさしめは魚の子らに
まがはるるいさをさす事ハハナニヤ。ト云々
若しきげられどもこのいさをさす事ハハナニヤ
と云々のまがはるる天下の大長公卿の法中にも
の君のいさをさす事ハハナニヤ。ト云々
もれぬいさをさす事ハハナニヤ。ト云々
事ハハナニヤ。ト云々
あらるるいさをさす事ハハナニヤ。ト云々
まがはるるいさをさす事ハハナニヤ。ト云々
たれぬいさをさす事ハハナニヤ。ト云々

中にもいさをさす事ハハナニヤ。ト云々
大長公卿おはるるいさをさす事ハハナニヤ。ト云々
と中位天の下のいさをさす事ハハナニヤ。ト云々
えていさをさす事ハハナニヤ。ト云々
三十人右大長五十七人内大長十二人あり大政大長ハ古の
門のいさをさす事ハハナニヤ。ト云々
と云々のいさをさす事ハハナニヤ。ト云々
いさをさす事ハハナニヤ。ト云々
ていさをさす事ハハナニヤ。ト云々
ひて後増大政大長もいさをさす事ハハナニヤ。ト云々

はありはちやうびさし十八ばつりやねはるらしむぎを
の大政大臣をりりがしんほもあつらねはるる神武天皇
より二十七代りあつり終つる孝徳天皇よりみよの
代りや八省百官左右大臣内大臣もつりはげめ終つら
む左大臣も右大臣の倉橋麻呂右大臣も蘇我の山田
の石川麻呂内大臣にも中臣の鎌子孫連なり又二十九
代りあつり終つるみよの代り天智天皇よりハはげめて太
政大臣を任し終つりたれそれらやめてわづあ二の皇
子にねはまら大友皇子なり正月も太政大臣にもつり
終つり同日十二月二十五日に位り終つるまらまら

武天皇より四十代りあつり終つる持統天皇より大政大
臣に高市皇子をなす終つり天武天皇の皇子なり大
の二入の大政大臣もつらやめてみよの代り終つり高市
皇子を大政大臣に終つらやめて終つり大政大臣に
ひきつたえもあつりたゞ職員令も大政大臣にお
ぼえげの人をたす終つらやめて終つらやめてたゞに
づらやめてあつらねたおぼえげの位りはをづらぬふや
四十二代りあつり終つる文武天皇の時より年號さしま
らて大徳天皇といふ五十五代りもつら文徳天皇の齊
衡四年丁丑二月十九日みよの代の位りをた大政大臣に終つ位り

系良房のねむる大政大臣にちりいぬまのほむる一む十回
このねむるがさういばめて指ぬもきしむるばや
あておれ後よりして今の閑院の大^ら長まで大政大臣十二人
はむらひもつらだどいふまよりほむる大友皇子高市皇
子くはして十三人の大政大臣ちり大政大臣にちりむらひぬる
人ぞうせむひて後おれむげ^{イニナ}溢號といふもむらひありさむ
も大友皇子やうてむらひにちりぬまより高市皇子は
ほむるおれむらひつるおれむらひ大政大臣といふむらひ出家せむむらひ
いふまよりいふおれむらひの十二人むらひせむむらひたる大政大臣
もむらひのほむるはむらひむらひもむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひ

大織冠よりいふむらひ奉りてやうなむらひむらひむらひ
もあむらひむらひのむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひ
もむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひ
侍りむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひ
ほむるよりやうてほむるむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひ
むらひむらひのおむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひ
もむらひ第六よりあむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひ
もむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひ
もむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひむらひ

藤原
左府を

多岐今世入道後よにほごれはせ給く。

大鏡卷之一終

大鏡卷之二

目錄

臣家

冬嗣大臣 五條后の
てらちり

良房大臣

良相大臣

長良中納言 二條后の
てらちり

昭宣公 基經

時平大臣 基經の
太郎

目録

身衣大立
冬臨大立
皇衣大立

一 左大臣冬嗣

このおゆづら内麻呂のおとぎは三郎成母を正六位上カバ飛鳥部奈止麻呂の女あり、大臣の位よて六年、田邑タムラの清文徳たふぢらにおはし、まはるるがゆゑ、嘉祥三年庚午七月十七日贈太政大臣にちり、院の大臣と申し、このおゆづらおはるるをのこ子十一人おはし、あらちり、はまぎとくたぐ、一は女子たむの事、はくは、くちり侍らび、あまたむ、このみとせ、清母順子后、太政大臣長良のおとぎ、太政大臣良房ヨシフサのおとぎ、右大臣良相ヨシナガのおゆづら、いとせき、ちり、

一太政大臣良房

これおとむらひ左大臣冬嗣の次郎あり、天安元年丁丑二月十九日太政大臣となり、延喜元年四月十九日授一位、
治承元年四月十九日水尾の清門を孫とす、おはし、まをせ、即位のとき、攝政の詔ありて、年官年爵給はりたまふ、
貞観八年丙戌閏白よりつりたまふ、治承元年六月十三日、
世給ひて、延喜元年の清溢號忠仁公とす、中比、又白川の左大臣、
藤原の大臣とす、中比、治承元年、たゞ、そのおとむらひ、
文徳天皇の治をもち、太皇太后宮明子の治とす、治和
天皇の清祖^{オホチ}又ありて、太政大臣准三宮の位ふのむらした

まじ、年官年爵の宣旨^{センジ}くつり、攝政閏白なるを、
て、十三年、こう、おはせし、おはせし、公卿ありて、三十年、
大臣の位ありて、廿五年、おはせし、は、藤氏の^{ついで}の、
めて、太政大臣攝政、給ふ、め、その、治承元年、
和歌もあそ、げ、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
め、その、治承元年、おはせし、その、治承元年、
おはせし、その、治承元年、おはせし、その、治承元年、
あそ、げ、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、
の、治承元年、櫻の、おはせし、その、治承元年、
て、あそ、げ、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、く、

年ふたははしむるもむらさきの御返しに
后をたふたふとせしむるもむらさきの御返しに
らむらさきの御返しにむらさきの御返しに
とあふむらさきの御返しにむらさきの御返しに
いふむらさきの御返しにむらさきの御返しに
けむらさきの御返しにむらさきの御返しに
らむらさきの御返しにむらさきの御返しに
らむらさきの御返しにむらさきの御返しに
えむらさきの御返しにむらさきの御返しに

まけるもむらさき

一右大臣良相

このねとむらさきの御返しにむらさきの御返しに
なむらさきの御返しにむらさきの御返しに
藏定額をむらさきの御返しにむらさきの御返しに
らむらさきの御返しにむらさきの御返しに
らむらさきの御返しにむらさきの御返しに
常行の御返しにむらさきの御返しに
薬助主殿頭をむらさきの御返しにむらさきの御返しに
くむらさきの御返しにむらさきの御返しに

こゝにてこゑもてまつり給へりける由あやまらざるや
らうおぼえ侍也、

一権中納言後二位左兵衛督長良

これ中納言ハ冬嗣のおやぶの太郎むすハ白川大臣西三條
大臣におちり公卿にて十三年陽成院の由とありて
おちらにたをゆるがゆ急り、元慶元年丁酉正月は
左大臣正一位又贈太政大臣枇杷大臣とありは、おとら
六人おぼせし、その中一基經のおとらすぐれ給へり、
一太政大臣基經

このおやぶも長良の中納言の三郎におちり給へり

おむすめハ醍醐のみよりの由時の后朱雀院とありびは村上
天皇二代の由母后におぼし、まはげおとら由母ハ贈太
政大臣總継の女贈正一位大夫人乙春とあり、陽成院位は
あせ給ひて、拾玖の宣旨をかうり給ふ由や、四十一
寛平の由時仁和三年丁未十一月廿一日閏白にちりて
給ふ由と、五十六にて寛平三年正月十三日うせさせ
給ひり、おぼしは昭宣とあり、公卿にて廿七年
大臣の位にて廿年、世をもちてせ給ふり十餘年の
とらおぼえ侍も、その人堀川の大臣とあり、小松の由
門の由母とあり、後の由母のほらからには、まはげらる

き菅原の^{道真}を右大臣の位よおはすまはるその
きりみいざおん年いあわのくおはすまはる右大
臣よ世のましりざんおんあまの宣旨くしり
め給へしにふいせり右大臣はさみ千七十八を
ありにおはすしんもせのましつてをせ
しめ給へしにふいせり右大臣はさみ千七十八を
でしんおはすまはるおんもせのましつてをせ
あしんおはすまはる左大臣はさみもあわのくば
えをさおのふにににたまふよりて右大
臣はさみいざおんの外にににたまふよりて右大

いあわのくおはすまはるおんもせのましつてをせ
右大臣の位よおはすまはるその
月廿九日太宰権師^{ダイゴンソチ}となつてまつてたあがきれ
給ふしおんの子いあまの位よおはすまはる
ま君もあまの位よおはすまはるその
がほごうつけて位よおはすまはるその
あまの位よおはすまはるその
おはすまはるその
おはすまはるその
らめ給へしにふいせり右大臣はさみ千七十八を

一いかにてはたかしくもなほなほとて
せむしき子もなほなほとて
なほなほとてなほなほとて
なほなほとてなほなほとて

拾遺十六

又亭子宇多のいかにてなほなほとて

流るるもなほなほとてなほなほとて
なほなほとてなほなほとて
なほなほとてなほなほとて
なほなほとてなほなほとて

拾遺六

又情度カの國カにたはなほなほとて
なほなほとてなほなほとて
なほなほとてなほなほとて
なほなほとてなほなほとて

譯長長と驚時驚變改變改 一榮一落榮是春秋

なほなほとてなほなほとて
なほなほとてなほなほとて
なほなほとてなほなほとて
なほなほとてなほなほとて

なほなほとてなほなほとて
なほなほとてなほなほとて
なほなほとてなほなほとて
なほなほとてなほなほとて

一のほろせむもをちけき又うけつゝふて九月十日葉
の花をあらんばらるるつゞきまゝいふよおはなま
時九月のちよひ肉裏にて菊の宴あり一にいらぬまの
はくせ給へりける詩をみまひのちて感づたまふ
て衣をたまらせ給へりまをばく一にめてつゞき
め給へりけきをあらんばらるるいふまををりねがし
めいでいばくせ給へりる。

去年今夜侍清涼 秋思詩篇獨斷腸

恩賜御衣今在凶 持持毎日拜餘香

この詩いづれか一とく人くんとドヤさしきんれもなま

くめらりくちるにともあはびの筑紫にてつゞきあひ
めはせ給へりけるまをて一巻とせ一欠給ひて後集を
ちづけらまひつゞき又まをくひのまをまのせ給へりける
たのづつゞきまをのちまひつゞきまをがあがり侍
ま一時づけるのせめてあまのちまのく侍り
を大学の衆のちまひつゞきにまひつゞきまをまひ
くめつゞきたるひつゞきつゞきまをまひつゞきつゞき
のもれ調じてつゞきつゞきつゞきつゞきつゞきつゞき
侍りつゞき老のけろはまをたまひつゞきつゞきつゞき
つゞき侍りにつゞきつゞきつゞきつゞきつゞきつゞきつゞき

てせ給ひくはせしむるにせ給ひては申納言にありたま
しるをいひ給ひし思ひなごころいひて給ひくは文範の
民部なるまのいかにて給ひ家司にてはありり
をいひし思ひなごころいひて給ひくは文範の
その後君をいひし文範にそあり給ひんびくは
たましんくはせあるまのいひて給ひくは文範の
まがたりてもいひし思ひなごころいひて給ひくは文範の
るがまのいひし思ひなごころいひて給ひくは文範の
らの中にも大納言源昇の御の女のはらのアキタの
おとどのみぞ右大臣まであり給ひるをいひて給ひくは文範の

おはせしむるにせ給ひては申納言にありたま
ふも家のいひし思ひなごころいひて給ひくは文範の
びはありし思ひなごころいひて給ひくは文範の
まももほのいひし思ひなごころいひて給ひくは文範の
くにびすし思ひなごころいひて給ひくは文範の
せ給ひし思ひなごころいひて給ひくは文範の
寝殿シムのいひし思ひなごころいひて給ひくは文範の
ひもいひし思ひなごころいひて給ひくは文範の
てまありし思ひなごころいひて給ひくは文範の
いでし思ひなごころいひて給ひくは文範の

後ハ直ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
外ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
後ハ直ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
外ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
後ハ直ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
外ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
後ハ直ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
外ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
後ハ直ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
外ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク

此ノ本殿ノ法ハ其ノ如ク
後ハ直ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
外ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
後ハ直ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
外ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
後ハ直ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
外ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
後ハ直ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
外ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
後ハ直ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク
外ニ其ノ職制を以テつたはるはる其ノ如ク

